

ご利用ください！

熊本県復興基金事業による住まい再建4つの支援事業



県の復興基金を活用した熊本地震で自宅を失った方々の住まい再建を支援する新たな事業「すまいの再建」4つの支援について、申請受け付けを行います。

対象者（各事業共通）

県内に住まいを再建した、次のいずれかに該当する世帯（事業によっては別途必要な要件などがあります）

- ◆ 居住家屋のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」の世帯
- ◆ 居住家屋のり災証明書が「半壊」で家屋を解体した世帯
- ◆ 応急仮設住宅（プレハブ仮設、みなし仮設）に入居していた世帯で、供与期間内に退去した世帯

申請に必要なもの（各事業共通）

- 印鑑 ● り災証明書の写し ● 住民票（世帯全員の続柄を記載したもの） ● 「半壊」で応急仮設住宅に入居していた世帯以外の場合は、解体を証明する書類（解体証明書、滅失登記簿謄本など）
- 申請者本人を確認できるもの（免許証、健康保険証など） ● 世帯主名義の振込口座預金通帳の写し（世帯主以外の場合、委任状などが必要）
- その他、申請内容により関係書類が別途必要な場合があります。

申請期限（各事業共通）

再建した住宅へ転居後、6か月以内。ただし、平成29年10月31日までに転居済みの世帯は、平成30年5月末までに申請してください。

町が行う事業

町生活再建支援課生活再建支援係
☎ 289 - 1400

1 転居費用助成事業

応急仮設住宅や仮住まいの住居から恒久的な住まいへの転居費用を助成します。

1世帯当たり 一律 10万円

各事業共通以外で申請に必要なもの

- 恒久的な住まいへの入居に関する契約書等の写し（新築、購入、修繕、賃貸など）

2 民間賃貸住宅入居支援事業

転居費用助成とは別に民間の賃貸住宅への入居にかかる仲介手数料や保証料などの初期費用分を助成します（公営住宅、社宅、官舎、寮などを除く）。

1世帯あたり 一律 20万円

各事業共通以外で申請に必要なもの

- 賃貸住宅入居に関する契約書等の写し

県が行う事業

県健康福祉政策課すまい対策室
☎ 333 - 2839

3 ～子育て世帯を含む多くの世帯に向けた支援～ 自宅再建利子助成事業 (住宅ローン利子助成)

自宅の再建を目的とした住宅ローン850万円までの借入金に対し、利子分の全部または一部を助成します。ただし、金融機関等から融資を受け自宅を再建する被災者で、年収500万円（※）以下の世帯が対象です。

※給与収入以外の場合は年間所得350万円以下。

※下記に該当する世帯は収入（所得）要件が緩和されます。

- ・ 23歳未満の被扶養者がいる世帯
- ・ 満60歳以上の人がいる世帯
- ・ 障がい者がいる世帯

各事業共通以外で申請に必要なもの

- 前年の所得課税証明書（世帯全員）
- 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書および返済予定表の写し

4 ～60歳以上の人に向けた支援～ リバースモーゲージ利子助成事業

自宅の再建のため金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（※）を受けた場合、850万円までの借入金に対し利子の全部または一部を助成します。

※リバースモーゲージ型融資とは、所有する自宅や土地を担保に、金融機関等が資金を融資する制度です。借入金は利用者の死亡後に担保物件の売却または相続人等による一括返済となるため、月々の返済は利息のみです。

各事業共通以外で申請に必要なもの

- 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書および返済予定表の写し

申請受付（各事業共通）

開始日 11月6日（月）から ※閉庁日除く

時間 午前8時30分～午後5時

場所 生活再建支援課（仮設庁舎1階④番窓口）

再建した住宅への転居後に申請できます。